

受付

午前午後

時分

婚姻届

令和 年 月 日届出

千葉県習志野市長 殿

受理 令和 年 月 日 第 号			発送 令和 年 月 日				
送付 令和 年 月 日 第 号			長 印				
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附 票	住民票	通知 ☐ 9-2 ☐ 19-3	

☐新しい本籍確認済

夫	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
	☐ 有 ☐ 無 ()
	☐ 要 ☐ 不要
妻	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()
	☐ 有 ☐ 無 ()
	☐ 要 ☐ 不要
使者	☐ 免 ☐ 旅 ☐ 住 ☐ マ ☐ その他 ☐ 無 ()

(1)	(よみかた) 氏 名	夫 にな る 人		妻 にな る 人		
		氏	名	氏	名	
		生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
(2)	住 所 (住民登録をして いるところ)	□同左				
		世帯主 の氏名		世帯主 □同左 の氏名		
		本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)		本 籍 (外国人のときは 国籍だけを書い てください)		
(3)	父母及び養父母 の氏名 父母との続き柄 (右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	父	続 き 柄 男	父	続 き 柄 女	
		母		母		
		養父 養母	続 き 柄 養 子	養父 養母	続 き 柄 養 女	
(4)	婚姻後の夫婦の 氏・新しい本籍	☐ 夫の氏	新本籍(左の☑の氏の人が入すに戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)			
		☐ 妻の氏	番地 番			
(5)	同居を始めた と き	年 月 (結 婚 式 を あ げ た と き、ま た は、同 居 を 始 め た) と きの う ち 早 い ほ う を 書 い て く だ さ い				
(6)	初 婚・再 婚 の 別	夫 ☐ 初婚 ☐ 再婚	(☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	妻 ☐ 初婚 ☐ 再婚	(☐ 死別 ☐ 離別 年 月 日)	
		同居を始める 前の夫妻のそれ ぞ れ の 世 帯 の お も な 仕 事 と				
(7)	同居を始める 前の夫妻のそれ ぞ れ の 世 帯 の お も な 仕 事 と	夫 ☐ 妻 ☐	1.農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯	夫 ☐ 妻 ☐	2.自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
		夫 ☐ 妻 ☐	3.企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5)	夫 ☐ 妻 ☐	4.3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または 1年未満の契約の雇用者は5)	
(8)	夫 妻 の 職 業	夫 ☐ 妻 ☐	5.1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	夫 ☐ 妻 ☐	6.仕事をしている者のいない世帯	
		(国勢調査の年... 年...4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)				
(8)	夫 妻 の 職 業	夫の職業		妻の職業		
		その他				
(8)	届 出 人 署 名 (※押印は任意)	夫 印		妻 印		
		事件簿番号				

住所を定めた年月日	
夫	年 月 日
妻	年 月 日

連絡先	夫 ()
	妻 ()

日中連絡のとれる番号をご記入ください。

記入の注意

届書は黒ボールペン又は黒インクを使用して、かい書で丁寧に書いてください。
消せるボールペンは使用しないでください。

この届書は土・日曜日や祝日でも提出することができますが、その場合は事前に審査を受けるようにしてください。
届書は、1通提出してください。

証 人		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 西暦	☐ 大正 ☐ 平成 年 月 日 ☐ 昭和 ☐ 西暦
住 所		
本 籍	番地 番	番地 番

太枠内□には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。

戸籍謄本(全部事項証明書)の字体どおりに書いてください。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

→ 左の☑の氏の人や外国人と結婚する人が戸籍の筆頭者となっていない場合には、
新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

→ 再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。
内縁のものはふくまれません。

ご持参いただくもの

- 本人確認できる書類等
(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)
- 届出により氏名・住所に変更のある方は
マイナンバーカードをお持ちください

→ ◎署名は婚姻前の氏名で本人が自署してください。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

◎署名は証人が自署してください。